

## 上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

《事業区分》追…追加 拡…拡充 縮…縮小 空欄…現状維持口

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子ども・子育て 支援事業	第6次総合 計画における 重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度 目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を・どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)			
1 生みやすく、育てやすいまちづくり																	
1 母子保健の充実																	
			1	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	○		すべての妊婦が妊娠中に必要な健診を受診し、安心して妊娠を過ごし出産を迎えることができる。 【妊娠15週までの届出率】100%	妊娠届出状況	【妊娠15週までの届出率】98.5%	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。			→	健康づくり推進課	
			2	妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。	母子保健法の規定に基づき、保健指導を受けることが必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要指導を行うことにより、正常な妊娠・出産または育児の確保に努め、もって母子の健康の保持及び増進を図る。	○	○	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図ることができる。 【出生児の訪問率】全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問指導実施状況 ・こんにちは赤ちゃん訪問実施状況	【出生児の訪問率】98.9% 未訪問者に対しては、3か月児健診やその後の訪問・電話等により支援を行っている。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。			→	健康づくり推進課	
			3	乳幼児健診事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できるよう、適切な時期に健康診査を実施し、疾病・異常の早期発見に努めるとともに、発育発達に応じて支援する。			乳幼児健診の受診により、疾病・異常の早期発見に努めるとともに、発育発達を確認することができる。 【乳幼児健診の受診率】98%以上を維持する。	乳幼児健診受診率(3か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳)	【乳幼児健診の受診率】98.2%	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。			→	健康づくり推進課	
			4	予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	予防接種を実施し、感染の恐れがある疾病の発生の蔓延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。			感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。 【接種率】90%	公費対象の被接種者数実績	【接種率】82.9% ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しんの平均	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。			→	健康づくり推進課	
			5	フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。	歯や口腔の健康状態をもち、幼児の健康の保持増進を図る。			幼児期における歯質の向上とう蝕予防の徹底により、幼児の健康の保持増進を図ることができる。 【フッ化物塗布の実施率】80%	歯科健診受診者に対するフッ化物塗布実施率(1歳6か月児、2歳児、3歳児)	【フッ化物塗布の実施率】80%	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。			→	健康づくり推進課	
			6	フッ化物洗口事業(保育園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、保育園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率の向上を図る。			幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の向上されている状態。 【フッ化物洗口の実施率】95.0%	フッ化物洗口の実施率	【フッ化物洗口の実施率】89.8% (53/59園) 公立保育園100% (44/44園) 私立保育園60.0% (9/15園)	・現在実施している園の支援を継続する。 ・未実施園に対し、園長会で働きかけをする。			→	こども課	
			6	フッ化物洗口事業(幼稚園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、幼稚園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図る。			希望する幼児全員。 【フッ化物洗口の実施率】95%	フッ化物洗口を希望する幼児の割合が前年度を上回る。	【フッ化物洗口の実施率】91.8%	幼稚園において希望者全員にフッ化物洗口を実施する。			→	学校教育課	
			7	ブラッシング指導会	幼児期において歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図るため、歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。	歯科衛生士によるブラッシング指導を通して、幼児や保護者に歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図る。			幼稚園に在園している5歳児幼児とその保護者全員が歯科衛生士によるブラッシング指導を受けている。	ブラッシング教室への参加状況	幼稚園に在園している5歳児と保護者に対して行っている。		歯科衛生士より5歳児親子に対するブラッシング指導会を実施することを幼稚園を通じて保護者に通知し、実施する。			→	学校教育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			8	むし歯予防教室	保育園児とその保護者を対象に、歯科衛生士を講師として、虫歯予防の知識啓発及びブラッシング指導等を、各園年1回実施する。	むし歯の予防及び早期治療の必要性・大切さを保護者や園児が認識し、実行していくための意識の向上を目指す。			むし歯予防への関心を維持するために、教室の継続実施ができています。	むし歯予防教室の実施率	【むし歯予防教室の実施率】 100%	対象親子に、むし歯予防の知識及びブラッシング指導を実施する。			→	こども課
			9	休日・夜間診療所	休日や夜間における急な発熱やケガなど比較的軽い症状に対する応急医療を行う。	病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保し、地域における救急医療体制の充実を図る。			年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保が図られている状態。	・休日・夜間診療所運営委員会での検証 ・年間の開設状況	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保が図られている。 【開設日数】 365日	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保する。			→	健康づくり推進課
2 子育てに対する経済的支援の充実																
			1	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	安心して妊娠・出産を迎えるため、不妊治療を行っている市民に不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。			市民への事業の周知及び医療機関へのパンフレットの配布等により、必要な人がもれなく制度の利用につながっている状態。	・不妊治療費助成事業助成状況 ・市民及び産婦人科医療機関への周知状況	・広報誌や市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行っている。 ・また、電話等による市民からの問合せに対応し、制度説明を行っている。 【助成件数】 138件	・広報誌や市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行う。 ・不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。			→	健康づくり推進課
			2	妊産婦・子ども医療費助成事業	・妊産婦医療費助成 市民税所得割非課税世帯の妊産婦に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。 ・子ども医療費助成 入院・通院ともに0歳～中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。	住民票異動リストとの突合により確認	【申請漏れ件数】 0件	・市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないよう周知する。 ・住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。			→	こども課
			3	児童手当給付事業	中学校3年生までの子どもを対象に手当を給付する。	児童を養育する家庭等における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。	住民票異動リストとの突合により確認	【申請漏れ件数】 0件	・市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないよう周知する。 ・住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。			→	こども課
			4	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。	広報紙による制度の周知回数	【制度の周知回数】 2回	・市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないよう周知する。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。			→	こども課
			5	保育料の軽減	国基準保育料に対する保護者負担割合について、国が示す徴収基準額より低い額で保育料を設定し、その差額は市が独自に負担する。	子育て家庭の経済的負担を軽減し、保護者が安心して子供を預けられる環境を整える。			子育て家庭の経済的負担が軽減され、保護者が安心して保育園に子どもを預けられる状態。	保育料の軽減率	【保育料の軽減率】 25%	新制度への移行に伴い保育料の算定根拠が所得税から住民税へ変更となるが、引き続き旧年少扶養控除の継続、国の階層区分8階層を20階層に細分化することにより保育料軽減を図る。			→	こども課
			6	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の入園料・保育料を対象に、保護者の所得状況に応じた補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるよう、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。			幼児期の教育を希望する保護者が、経済的な理由により教育を受けられないことがないよう、必要な補助を行う。	支援が必要な保護者を把握し、当該保護者全員に必要な補助を行う。	幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努めており、申請漏れはない。	新制度に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助を行う。			→	教育総務課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子ど も・子育て 支援事業	第6次総合 計画におけ る重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課
			7	就学援助費 (特別支援教育就学奨励金)	障害のある児童生徒が特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を、家庭の経済状況に応じて支援する。	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援学級に就学する児童生徒の就学に必要な経費の一部を援助する。			特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担が軽減され、必要な支援を受けられる状態。  【制度の周知回数】 年3回	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。  【制度の周知回数】 年3回(各学期初めに配布)	特別支援学級に通う全児童生徒の保護者に制度案内チラシを配布している。	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請漏れがないようにする。			→	学校教育課
			8	就学援助費 (要保護及び準要保護児童生徒援助費)	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法第19条「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定に基づき、経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。			市内小中学校に通う児童生徒のうち、経済的に困窮する世帯の経済的負担が軽減され、必要な援助が受けられる状態。  【制度の周知回数】 年3回	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。  【制度の周知回数】 年3回(各学期初めに配布)	市内小中学校に通う全児童生徒の保護者に制度案内チラシを学期ごとに配布している。	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請漏れがないようにする。			→	学校教育課
			9	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。			遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減が図られている。  【制度の周知回数】 2回	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。  【制度の周知回数】 2回	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減が図られている。	各学校と連携しながら周知を図り、申請漏れがないようにする。			→	学校教育課
			10	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛店舗等が商品の割引や特典などのサービスを提供する。	子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。		○	新規協賛店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担の軽減が図られている状態。  【新規協賛店舗数】 25店舗以上(H26年度比)	新規協賛店舗数	【協賛店舗数】 435店舗	・市内のトキっ子くらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付する。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載するほか、上越商工会議所及び商工会を通じて募集チラシを配布する。			→	こども課
			11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母等及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。  【制度の周知回数】 2回	広報紙による制度の周知回数	【制度の周知回数】 1回	・市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないよう周知する。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。			→	こども課
			12	母子家庭等の自立支援の推進	・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 ・また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等の支援を行う。	ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。			ひとり親家庭等の保護者が就労し、経済的に自立している状態。  【制度の周知回数】 4回	制度の案内チラシの配付回数	【制度の周知回数】 2回	・窓口での声かけや児童扶養手当現況文書等送付時に対象となると思われる人に文書を送付する(年4回) ・ハローワークと連携し、ひとり親家庭等の保護者を就労に結び付ける。			→	こども課
			13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。  【制度の周知回数】 4回	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底しており、申請漏れはない。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知する。			→	福祉課
			14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。  【制度の周知回数】 4回	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底しており、申請漏れはない。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知する。			→	福祉課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子ど も・子育て 支援事業	第6次総合 計画におけ る重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課
		追	15	未熟児養育医療給付事業	生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認められた場合に必要な医療の給付を行う。	正常の新生児に比べて疾病に罹りやすく死亡率が高い未熟児に対し、必要な医療を給付することで、保護者の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、医療の給付を受けている状態。 【申請漏れ件数】 0件	市内の指定養育医療機関に対する対象者の照会	【申請漏れ件数】 0件	指定養育医療機関と連携し、申請漏れがないよう周知する。			→	こども課
		追	16	入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。			新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給した件数。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。			→	学校教育課
3 多様な保育サービス等の提供																
			1	保育園の再配置等の推進	施設の老朽化、児童数の減少・偏在、保育ニーズの多様化等保育を取り巻く課題に対応するため、適正な規模の保育園を配置することにより、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保する。	地域の状況に合った適正な規模の保育園を適正に配置することで、安心して子育てできる良好な保育環境を整備する。			保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づく整備が完了している状態。	全公立保育園のうち、解決すべき課題が解消された保育園数及び再配置の方針が決定した保育園数	公立保育園45園	保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づき、方針が決定した個別事業を進めるとともに、方針が未決定の個別事業の検討を行う。			→	こども課
			2	保育園の環境改善	多様化する保育ニーズに対応するため、園舎の改修等を行い、安全・安心な保育環境の整備を行う。	園児等が安全・安心して保育を受けられる環境を整備する。			公立・私立保育園の安全な保育環境を維持されている状態。	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施	必要箇所の修繕の実施	公立・私立保育園に対し、必要な修繕の実施及び補助を行う。			→	こども課
			3	通常保育事業(3歳未満児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			年間を通じて保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【待機児童数】 0人	待機児童数	【待機児童数】 0人	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保する。			→	こども課
			4	通常保育事業(3歳以上児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			年間を通じて保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【待機児童数】 0人	待機児童数	【待機児童数】 0人	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保する。			→	こども課
			5	延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育ニーズに対応する。	○		延長保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【利用申込みに対する受入状況】 100%	利用申込数に対する受入れ状況	【利用申込みに対する受入状況】 100%	・延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保する。			→	こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	担当課	
			6	一時預かり事業(保育園)	保育園において、児童を一時的に預かる保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		一時預かりが必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	・一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保する。			→		こども課
		拡	6	一時預かり事業(幼稚園・認定こども園)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間に保育園等で一時預かり保育を行う。	新制度へ移行する私立幼稚園・認定こども園において、一時預かり事業(幼稚園型)を選択した場合、現行の一時預かり事業(私学助成)を踏まえ、現行制度からの円滑な移行を目指し、子育て支援の拡充を図る。	○		新制度へ移行する私立幼稚園・認定こども園において、一時預かり事業(幼稚園型)を選択した場合、現行の一時預かり事業(私学助成)を踏まえ、現行制度からの円滑な移行を目指し、施設経営状況により、子どもを預かれない状況ができないよう、施設を支援する。	私立幼稚園・認定こども園が、一時預かり制度(幼稚園型)により、保護者が常に安心して子どもたちを預ける環境が整っていること。	新制度施行前であり、一時預かり事業(幼稚園型)を行っている園は無い。	私立幼稚園・認定こども園が実施する一時預かり事業(幼稚園型)に対し補助を行う。 H27年度は認定こども園において実施予定。			→		教育総務課 こども課
			7	休日保育事業	私立保育園において日曜日、国民の祝日等に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴う日曜日、国民の祝日等の保育ニーズに対応する。			休日保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	休日保育を行う私立保育園に対して補助金を交付する。			→		こども課
		拡	8	ファミリーヘルプ保育園	家庭において一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	保護者の育児疲れの解消や急病時など、緊急又は一時的な保育ニーズに対応する。	○		保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【利用申込みに対する受入状況】 100%	利用申込数に対する受入れ状況	利用要件に合致する場合は受け入れを行っている。	・利用者の増加に対応するため、サービス提供に必要な職員を配置する。 ・夜間保育については、保護者の利便性の向上を図るため、午前0時まで利用者の迎えを受け付ける。 ・受託者に対して運営の相談等を行い、事業運営を支援する。			→		こども課
			9	家庭的保育事業	私立保育園を運営する法人が、保育士の居宅において少人数の乳幼児に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴い、保育所内で実施できない時間帯の保育を行う。			家庭的保育事業が必要な人に対して、保育が提供されている状態。	(家庭的保育事業は平成27年度をもって終了し、ファミリーヘルプ保育園において事業を引き継ぐ。)	【実利用者数】 21人	家庭的保育事業を行う事業者に補助金を交付する。			→		こども課
			10	病児保育事業	保育園・幼稚園及び小学校1～3年生に在籍している児童が、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】 100%	利用申込数に対する受入れ率	【利用申込数に対する受入れ率】 100%	・病気の回復期に至っておらず集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行う。 ・学校を通じてパンフレットを配布するなど、保護者に周知する。			→		こども課
			11	病後児保育事業	保育園・幼稚園及び小学校1～3年生に在籍している児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】 100%	利用申込数に対する受入れ率	【利用申込数に対する受入れ率】 100%	・病気回復期であり集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行う。 ・学校を通じてパンフレットを配布するなど、保護者に周知する。			→		こども課
			12	障害児保育事業	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施する。	集団保育が可能な障害のある児童を受け入れ、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育が提供されている状態。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】 100%	保育において配慮が必要な児童の受入れ率	【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】 100%	障害のある児童を受け入れ、必要な保育士を配置する。			→		こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			13	保育園通園バスの運行	園児の通園に係る保護者の負担軽減を図るため、地域や保護者で組織する運行組合がバスを運行する。	通園バスを安全に運行し、利用者の利便性の向上を図る。			通園バスのを安全に運行し、利用者の利便性向上が図られている状態。 【事故件数】0件	・交通事故件数 ・運転業務報告書の確認	・運転員の実技講習 年1回 ・運転業務報告書 年4回	現在運行する園において、引き続き通園バスを運行する。			→	こども課
		追	14	看護師等雇用補助	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師と保育士の雇用に係る補助金を交付する。	0歳児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			0歳児を9人以上受入れる私立保育園に看護師等が雇用されている状態。	看護師等雇用園数	看護師等雇用園数 4園	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。			→	こども課
		追	15	私立保育研究会補助	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、保育園入園児童の福祉の向上を図る。			各保育園で保育士や調理員の研修計画が作成され、必要な研修を受けられている状態	研修の参加者数	【私立保育園職員数】 保育士202人、調理員26人	私立保育園の保育士、調理員が参加する研修会に補助金を交付する。			→	こども課
		追	16	障害児一時保育事業	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境に寄与する。			保護者が安心して預けることができる環境(障害や特性に基づく関わり方、医療的な対応が必要な乳幼児については、看護師を設置することなど)づくりに努め、事故怪我等をゼロにする。	事故・怪我の件数	事故・怪我 0件	事故、怪我の無い一時保育の実施。			→	こども発達支援センター
4 子どもの育ち支援の充実																
			1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消を図る。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、妊娠・出産に関する不安を解消し、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防について考えることができる。	すくすく赤ちゃんセミナー2回目の初産婦参加率	【初産婦参加率】 62.1%	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消に努める。			→	健康づくり推進課
			2	離乳食相談会	乳児の保護者が食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体計測により、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できることを目指す。			乳児期の栄養指導により、適切な食習慣を確立することができる。	離乳食相談会初期の第1子の参加率	【第1子の参加率】 73.8%	乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。			→	健康づくり推進課
			3	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	体調不良のため家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対し、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう支援する。	○		母子保健事業等において事業内容の周知を図り、必要な家庭がもれなく制度を利用できている状態。	・各母子保健事業での周知状況 ・産前・産後ヘルパー派遣事業延利用状況	・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業において事業内容の周知を行っている。 ・利用希望者からの依頼に適切に対応している。	母子保健事業等において事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。			→	健康づくり推進課
			4	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。	○		保健師、家庭相談員、栄養士等が必要に応じて乳幼児のいる家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じることにより、育児不安の軽減と母子の健康の保持増進を図ることができる。	家庭訪問実施状況	【訪問件数】 820件	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。			→	健康づくり推進課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			5	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。		○	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期における不安の軽減や知識の普及を図られている状態。	各母子保健事業での周知状況	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知している。				→	健康づくり推進課
			6	保育園・幼稚園巡回訪問事業	発育発達に不安のある乳幼児に対し、園や家庭と連携した早期の対応や支援を行うため、保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。			園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。	実施園数	【実施園数】 全園	保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。			→	こども発達支援センター
			7	児童発達支援事業	発育発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援する。		○	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画実施率	【個別支援計画作成割合】 100%	発育発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。			→	こども発達支援センター
			8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。		○	保護及び支援が必要な児童等について、要保護児童対策地域協議会において必要な情報が共有され、支援方針の確認と適切な指導・支援が行われている状態。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、年間を通じて重症度判定基準に沿った支援・情報共有ができたかを評価する。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。			→	こども課
			9	子育てSOS支援相談員	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援を行う。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康保持の増進を図る。			各種母子保健事業や子育てひろば等における育児相談から、虐待の早期発見、対応、支援に努めることができる。	子育てひろばでの相談実施状況	【子育てひろばでの相談実施回数】 76回	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努める。			→	健康づくり推進課
			10	家庭相談員	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ情報提供などを行うことで虐待予防や早期発見に努め、併せて虐待を発見した場合には適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全な育成を図る。		○	家庭相談員の資質向上により子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られているとともに、支援・指導が必要な家庭に対する適切な関わりにより、被虐待児童数が前年度よりも減少している状態。	被虐待児童数の前年比較	【被虐待児童数】 352人	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。			→	こども課
			11	子育て関連施設における相談の実施	常時、保育園及び子育てひろば等において、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することにより、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。			子育て関連施設において、相談窓口を開設し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	子ども・子育て支援事業計画二一ス調査	【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 23.3%	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・こどもセンターの催しでの周知や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。			→	こども課
			12	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。		○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	利用者へのアンケート調査	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	・市の子育て支援情報の提供を行う。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。			→	こども課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			13	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】	利用者へのアンケート調査	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	・市の子育て支援情報や保育園、幼稚園の情報提供を行う。 ・母親、父親、祖父母を対象に子育てに関する講座を開催する。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チャリン等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。			→	こども課
			14	こどもセンター事業ベビー健康プラザ	妊娠中の方及び6か月以上1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座、保護者同士の情報交換や助産師や栄養士による個別相談を実施する。	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。			乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及が図られている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】	参加者アンケート	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。			→	こども課
			15	子育てセミナー等の開催	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や体験学習、親子向けのイベント等を開催する。	親子、保護者及び子ども同士の交流やふれあいの場や子育てを通じて育まれることをお互いに考える機会の提供し、保護者の育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。			子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】 100%	参加者アンケート	【セミナー参加者が子育ての参考になったとした人の割合】 75% (H26.12月末現在)	・これまでの講座に加え、子どもを預かることについての学習や体験の場を提供し、各種イベントで子どもを保育するボランティアを養成する講座を年1回(全5回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、会場や実施内容を工夫し、講座を実施する。			→	こども課
		追	16	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を実施する。	子ども及びその保護者、または妊娠している方が選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援する。	○		子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる状態。 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100%	利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合	【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100% (H27.1月末現在)	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・子ども・子育て支援新制度の説明などの情報提供を行う講座を年1回開催する。			→	こども課
		縮	17	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などを行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を推進する。			障害児の日中一時支援に関しては、放課後等デイサービスの定員超過時の弾力的な運営を行っているが、今後は関係機関との連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進めていく。	—	指定放課後等デイサービス事業所の新規開設によって日中一時支援の児童の利用が減 31人 (H26上半期実績)	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などを行う。			→	福祉課
			18	子育て支援情報の提供	ホームページ「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	子育て中の人に対しホームページを活用して子育て情報を発信し、安心して子どもを子育てすることができ環境づくりを推進する。			子育て支援情報が充実され、多くの子育て世帯に利用されている状態。 【アクセス件数】 150,000件以上	アクセス件数	【アクセス件数】 140,000件(H26年度末見込)	・利用者が得たい情報(子育てジョイカード協賛店舗)をスムーズに取得できるようホームページの改修を行う。 ・子育てに関する課等と連携し、各課のイベント等も含めた子育て関連情報を掲載する。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどでホームページを周知する。			→	こども課



基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
			19	若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。			入所児童に対し、年齢に応じた社会性を身に付けさせることにより、将来に向けた自立を図れる状態。	・県指導監査 ・第三者評価及び自己評価	・県指導監査：H26.9受審、指摘なし ・第三者評価：H26.11受審、結果3月予定 内容：①養育・支援 ②自立支援計画 ③権利養護 など ・自己評価：目指すべき状態にある	→					若竹寮
		追・拡	20	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を支援する。	就学している障害のある児童・ご家族の希望や状況に応じて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る。			それぞれの放課後等デイサービス事業所の特性を活かしながら、引き続き利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われている。	事業所との連携を図り、介護給付費の執行状況を確認。 151人 (H26上半期実績)	日中一時支援からの放課後等デイサービスへの移行が進み、児童の利用が増	→					福祉課
2 ところとからだの健康に育つまちづくり																	
1 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進																	
			1	児童館	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	仲間づくりや自発的な活動を通して、児童が心身ともに健康やかに成長する環境をつくる。			利用者(子ども)が安全に遊び、学べる環境が提供されている状態。 【指導員の企画によるイベントの実施回数】 月1回	指導員の企画によるイベントの実施回数	【指導員の企画によるイベントの実施回数】 月1回	→					こども課
			2	こどもの家	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	子どもたちが健康増進及び情操を豊かに育つための環境を提供する。			町内会が自ら子どもの家を運営している状態。 【施設数】 10施設(約1/3)	町内会が運営するこどもの家の数	市運営のこどもの家開設数37施設	→					こども課
			3	図書館における読み聞かせ	子どもを対象に絵本の読み聞かせや紙芝居の上演などを実施し、お話しに親しんでもらうことにより、幼少時からの読書普及の動機付けをする。	子どもが本と触れ合う機会を提供することにより、読書活動の推進及び普及の啓発を図る。			ボランティアとの協働により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。 【開催回数】 245回	図書館および分館、分室において実施した読み聞かせ会等の催し物の実施回数。	【開催回数】 248回実施	→					高田図書館
			4	図書館における子ども向け図書資料の充実	子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料の充実に努める。	子どもの読書活動推進のため、その基となる資料の充実を図る。			継続的に児童向け資料の収集を行う。 【図書館の児童書蔵書冊数】 123,500冊	図書館および分館、分室における児童向け資料の蔵書冊数。	【図書館の児童書蔵書冊数】 122,000冊	→					高田図書館
			5	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、ボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。		○	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透が図られている状態。 NPOボランティアセンターでの情報収集など	NPOボランティアセンターでの情報収集など	ボランティアだよりキッズの発行 年1回	→					共生まちづくり課
			6	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)		○	各種体験活動へ積極的に参加する状態。 ・申込定員に対する申込率100% ・事業終了後の自己目標達成度(参加者アンケートにより把握)	・申込定員に対する申込率100% ・事業終了後の自己目標達成度(参加者アンケートにより把握)	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	→					生涯学習推進課・公民館

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			7	上越緑の少年団	子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動を行う。	自然の中で緑を愛し、守り育てる活動を通じて、子どもたちが社会への愛情を持ち、心豊かな人間となるように育成することを目的とする。			子どもたちの自然や緑に対する意識の高揚が図られ、活動が充実されている状態。	団員を対象とした活動のふりかえりシートで子どもたちの理解度を確認するとともに、保護者から活動に対する意見を聞いた上で活動内容が適正であるか評価する。	ふりかえりシートや保護者からの意見により、自然や緑に対する意識を深める活動になっていると評価できる。	緑の少年団に補助金を交付し、自然や緑を愛し、守り育てる活動を支援する。			→	農林水産整備課
			8	少年スポーツ活動育成事業	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。	多種多様なスポーツ活動と団体の自主活動を支援し、青少年のスポーツへの関心を高めるとともに、体力の増進と運動習慣の定着を図る。			上越市体育協会ジュニアスポーツクラブ及びスポーツ少年団の活動種目数が維持されている状態。  【活動種目数】 23種目62団体	事業の紹介・参加者募集により情報提供し、団体数を把握する。	【活動種目数】 22種目62団体	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。			→	体育課
	拡		9	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室等を利用して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	○		アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し、受入枠が確保されている。	各児童クラブの利用児童数と専用区画の面積の把握をする。	市全域で受入れ体制枠を確保しているが、個々に不足が生じる施設について、順次増設、移転等を実施する。	アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し、受入枠の確保を行う。			→	学校教育課
	追		10	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実を図る。	○		コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実が図られている。  【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】 100%	学校への調査	【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】 100%	コミュニティ・スクールの実施により、学校、家庭、地域がそれぞれの教育を充実するとともに、連携して教育を推進する。			→	学校教育課
			11	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議を中心とした地域ぐるみによる青少年の健全育成を図る。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	○		コーディネーターの資質向上の研修が、行政主導の内容から、コーディネーターの発意による内容に変わっている状態。	コーディネーターの発意による研修実施回数	【コーディネーター研修会】 5講座 行政主催:2講座 コーディネーター委員会:2講座 地域コーディネーター主催:1講座	・コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会を実施する。 ・研修会等の自主的開催を促す。			→	生涯学習推進課・公民館
2 学校教育環境の充実																
			1	外国語指導助手による語学指導事業(ALT活用事業)	子どもたちに豊かな国際感覚を身につけるため、すべての小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、定期的に語学指導を実施する。	英語によりコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の態度や能力の育成を図る。			すべての児童生徒が、ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組むようになる。	各小中学校にアンケートを実施する。	【ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組む児童生徒の割合】 小学生85%、中学生75%	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、希望する中学生に対し語学指導を行う。			→	学校教育課
			2	学習情報指導員の配置	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	市費で整備したICT機器を教職員が有効活用し、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT機器の活用を支援する。			情報機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT活用指導能力を90%以上にする。	文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	【授業中にICTを活用して指導する能力】 82.3%(平成25年度末)	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。			→	学校教育課
			3	教育補助員の配置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒を指導・支援するため、児童生徒の状況や学校の支援体制を考慮して、教育補助員を配置する。	児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。			教育補助員を配置することにより、児童生徒の教育的ニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	現在調査中であるが、効果が「あった」「どちらかというにあった」と回答する学校が、41校中40校(97.6%)。	・児童生徒の状況や学校の支援体制などを考慮した上で教育補助員を配置する。 ・教育補助員数:71人 ・教育補助員研修会を年2回実施する。			→	学校教育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課
			4	特別支援教育巡回相談事業	発達障害等のある児童生徒がいる学校へ定期的に巡回相談を行い、支援体制の充実を図る。	発達障害等のある児童生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりを行う。			校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	現在調査中であるが、効果が「あった」「どちらかというにあった」と回答する学校が、41校中40校(97.6%)。	→				学校教育課
			5	教育相談事業(相談支援体制の整備)	いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、対応に苦慮している教職員の相談等に対する助言等を通して問題の早期解決に向けて支援する。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。			【相談事業の紹介・広報回数】 15回以上 【苦情件数】 0件	・相談事業の紹介・広報回数 ・教育相談についての苦情件数	【相談事業の紹介・広報回数】 15回 【苦情件数】 0件	→				学校教育課
			6	教育相談事業(教職員の研修の充実)	教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画し、教職員の指導力の向上を図り、学校が抱えている生徒指導等の課題解決に向けて支援する。	カウンセリングや教育相談等の研修を行い、教職員の教育相談や学級経営等の力量を高める。			【開催講座数】 6回以上 【受講満足度】 90%以上	・開催講座数 ・受講満足度	【開催講座数】 6回 【受講満足度】 98.8%	→				学校教育課
			7	不登校児童生徒適応指導教室	不登校児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰ができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。		○	【適応指導教室の開設数】 2か所以上 【指導員数】 4人以上	・適応指導教室の開設数 ・指導員数	【適応指導教室の開設数】 2教室 【指導員数】 4人	→				学校教育課
			8	やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援を図る。			不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援されている。	学園の継続(事業の継続)をもって評価する。	学園の継続(事業の継続)。	→				福祉課
			9	学校施設整備事業(施設の耐震化)	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため、耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。			耐震性のない建物について耐震補強工事を行い、平成27年度末までに耐震化率100%とする。	耐震化計画に基づき、H27年度末までに残る11棟の耐震補強が完了していること。	H26年度末の耐震化率96.6%(全321棟のうち補強済・補強不要及び新耐震適合は310棟)	→				教育総務課
			10	学校施設整備事業(給食室の整備)	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。			老朽化した給食施設の改修に合わせて、ドライ化の推進及び設備の更新が行われている。	学校等施設整備計画に基づき、給食室改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	改修計画(H23策定)対象44校のうち、改修済・改修見送りは14校。残る30校について計画的に実施	→				教育総務課
			11	教育用コンピュータ設置事業	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を図る。	情報機器を授業で有効活用することを通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるよう、学習環境の整備を行う。			【電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクトタ整備率】 70% 【コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCにしている学校の割合】 92%	整備状況の割合	【電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクトタ整備率】 45% 【コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCにしている学校の割合】 5%	→				学校教育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
		追	12	学校施設整備事業(施設の改修)	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。			快適で安全・安心な教育環境を整備するため、学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事が計画的に実施されている。	学校等施設整備計画に基づき、大規模改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	H26年度当初における大規模改修対象は64校。うちH26年度改修完了及び計画見送り予定は14校。残る50校について計画的に実施				→		教育総務課
		追	13	介護員の配置	特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。			特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性を向上させる。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を目標数配置できたか、適切な対応が行えたか判断する。	・介護員(教育支援員含む)79人、看護師1人を配置。 ・研修会2回実施。				→		学校教育課
		追	14	LD(学習障害)指導員の配置	学習障害の指導ができる教員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童生徒が母校で指導が受けられるように、教員が巡回指導を行う。	個の認知特性に合わせた学習面の指導を行う。			・LD指導員を小学校に4名、中学校に2名を配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて90人程度の児童生徒が、週2～3時間の指導を受けられるようにする。	・LD通級指導教室に90人程度の児童生徒が在籍し、週2～3時間の指導を受ける。 ・指導している児童生徒に、学習面における意欲の向上や困難の改善が見られる児童生徒の割合が9割以上。	・LD通級指導教室に本務校及び巡回指導校を合わせて39名の児童が指導を受けている。 ・「漢字の書き取りに対する意欲がたかまってきた」「計算の手順を覚え、計算ミスが少なくなってきた」など、LD指導の効果が少しずつ表れてきている。				→		学校教育課
		追・拡	15	就学支援の実施	就学支援調査部会で市内の幼稚園、保育園及び学校を訪問し、参観と客観的検査を実施し、調査票を作成する。その調査票に基づき、就学支援委員会において具体的な支援方針等を審議し、その結果を保護者や関係職員に提言し、就学を支援する。	早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。			早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。	福祉部との連携の下、相談が必要となる幼児の保護者に情報提供ができた割合	・センターに指導主事が兼務し、早期からの相談が可能になるようにする。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施する。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施する。				→		学校教育課
		追	16	生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題がある生徒へのきめ細かな対応を図るため、生徒指導支援員を配置する。	年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まる。そのような児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)			年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まる。そのような児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)	配置によって効果があると評価する学校の割合	中学校6校に1名ずつ配置				→		学校教育課
		追	17	学校配置の適正化	「過大規模校」「複式学級編制校」「隣接学区」「複数中学校への進学」の視点から、全市的に学校の適正配置の在り方を検討する。	児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を図る。			児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を進めている状態。	学校の適正配置基準を踏まえ、学校の現状と課題、保護者や地域の意向を尊重しながら適正配置に向けた協議が進められている状況により判断する。	H26年度における過大規模校2校、複式学級編制校10校。うち、複式学級編制校2校を平成29年度に統合することを決定。残る8校についても逐次地域の状況や意向を踏まえて協議。				→		教育総務課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度			
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課		
		追	18	図書館補助員の配置	・教科等の学習内容に合わせて図書情報を提供するなど調べ学習に対する支援を行う。 ・学校図書の蔵書の受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とし図書館環境の整備を行う。	読書は子どもたちに知識と感動を与え、「豊かな心」「自ら学ぶ意欲や力」を育む。そのためには子どもたちと本を結ぶ大人の存在が必要である。現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。			学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。	学校図書館における児童生徒への図書の年間平均貸出数	【年間平均貸出数】 小学校46.0冊 中学校5.6冊	・図書館法の一部改正に伴い、平成27年4月からどの学校にも専ら学校図書館の職務に従事する「学校司書」を位置付けるよう義務付けられた。 ・これを受け、これまでの図書館整備やデータ入力などの読書環境を整える業務に加えて、授業や調べ学習で図書館を利用する児童・生徒や教員への支援やアドバイス等の業務も担っていく。小中学校74校に11人を配置。			→		学校教育課	
3 子どもと家族を大切にできるまちづくり																		
1 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進																		
			1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民への理解を図る。			○	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民に理解してもらう。	情報紙の発行	【情報紙「ウイズじょうえつ」の発行回数】 年4回	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。			→		共生まちづくり課
			2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。			○	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。	男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催	【男女共同参画推進センター講座の開催回数】 11回 【出前講座の開催回数】 13回(見込)	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け企業への周知を強化し、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。			→		共生まちづくり課
			3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を効果的に行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			○	市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	ホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、詳細は各ホームページが参照可能となるようリンク設定を行っている。	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等を周知する。			→		産業振興課
			4	企業における再就職の支援セミナーの開催	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	退職者が、労働意欲を喚起し、自己スキルの確認や新しい職場への職務姿勢を作り、早期に再就職しやすい環境へと改善する。				再就職のためのセミナーや各種の支援制度等を通して、再就職しやすい環境に改善されている状態。	ハローワーク等と合同でセミナー等を開催	【セミナー等の開催回数】 1回	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。			→		産業振興課
			5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。				市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	ホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、詳細は各ホームページが参照可能となるようリンク設定を行っている。	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。			→		産業振興課
			6	企業における労働時間短縮の促進	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき短時間勤務制度及び所定外労働の制限について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。				市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	ホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、詳細は各ホームページが参照可能となるようリンク設定を行っている。	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき短時間勤務制度及び所定外労働の免除について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。			→		産業振興課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
2 地域で子どもや家族を大切にしている意識の醸成																	
			1	子どもの権利チラシ等による啓発	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類にチラシを様々な機会を捉えて配布する。また、市の広報紙、ホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識を高める。		○	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている状態。 【子どもの権利条例の認知度(大人)】 44% 【子どもの権利の内容の認知度(大人)】 44%	子どもの権利に関するアンケート調査	【子どもの権利条例の認知度(大人)】 24% 【子どもの権利の内容の認知度(大人)】 21%	・一般向けの啓発チラシを作成し、全戸配布を行う。 ・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向けのチラシは各種会合などの機会をとらえ、配布する。(前年度以上のチラシ枚数を配布する) ・子どもの権利に関する啓発記事を年1回広報紙に掲載する。(人権都市宣言の啓発記事に合わせた掲載なども検討) ・子どもの権利基本計画(第2期)の策定にあわせ、市ホームページの掲載内容を修正するとともに、常に最新の情報に更新を行う。				→	こども課
			2	子どもの権利学習	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。		○	子ども自身が子どもの権利の正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動が身につけている状態。 【子どもの権利条例の認知度(子ども)】 51% 【子どもの権利の内容の認知度(子ども)】 62% 【「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合】 72%	子どもの権利に関するアンケート調査	【子どもの権利条例の認知度】 31% 【子どもの権利の内容の認知度】 39% 【「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合】 43%	・子どもの権利学習を市内の公立全小中学校で実施する。 ・中学2、3年生用のテキストの作成に向けた検討を関係課等と行う。				→	こども課
			3	父子手帳の配布	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進することができる。 【父子手帳の配布率】 100%	妊娠届出数に対する父子手帳配布の割合	【父子手帳の配布率】 74.4%	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。				→	健康づくり推進課
			4	命・きずなを考える講座	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生み育てる体づくりならびに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。		○	次世代を生み育てるための重要な時期である中学生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができる。 【実施校数】 10校以上	実施校数	【実施校数】 13校(1,169人)	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生み育てる体づくりならびに、生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。				→	健康づくり推進課
3 家庭と地域の子育て力の向上																	
			1	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。		○	子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みや課題を共有し、解決できる状態。 ・申込定員に対する申込率100% 【事業終了後のアンケート結果で自己の課題解決に生かされたと回答する割合】 回答の80%以上	・申込定員に対する申込率100% 【事業終了後のアンケート結果で自己の課題解決に生かされたと回答する割合】 回答の80%以上	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)の中で、保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行う。				→	生涯学習推進課・公民館
			2	保育園での子育て家庭への支援	地域の子育ての拠点として、保育の知識・経験等の専門性をいかした子育て相談や園開放を行う。	保育園での専門性を生かした相談等を行うことで、子育てに対する不安の軽減や解消を図る。			相談記録がそれぞれの保育園に整理され、管理されている状態。	保育園での相談受付回数	【園での相談受付回数】 4,408回	保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。				→	こども課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子ども・子育て 支援事業	第6次総合 計画における 重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課
			3	保育園土雇用事業	豊かな知識と経験を持つ 地域の人を活用すること で、園児との世代間交流 等を促進するとともに、保 育現場における保育士の 負担軽減(園舎整備など) を図る。	保育園士との世代間交流 を通して、児童の社会性 を養う。			すべての保育園に園士が配 置されている状態	配置園数	すべての園(63園)に配置さ れている。 (南川保育園とくびきひよこ 園、北諏訪保育園と小猿屋保 育園は兼務)	・コマや水鉄砲、笹舟づくりな ど伝承遊びを通じた世代間 交流を行う。 ・保育園の施設や物品の修 繕、除雪作業などを行い、保 育士の負担軽減を図る。			→	こども課
			4	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うた め、高齢者等との世代間 交流や異年齢児との交流 を行う保育園に補助金を 交付する。	高齢者等との世代間交流 や異年齢児との交流によ り、児童の社会性を養う。			補助金の有無にかかわらず、 市内すべての保育園で、高 齢者等との世代間交流や異 年齢児との交流が行われて いる状態。	事業実施園割合 (実施園/市内保育園数)	54園(公立44、私立10)	・発表会や運動会、園祭り等 を通じて、園児の保護者や祖 父母のほか、地域の高齢者 や小学生など幅広い世代と のふれあい活動を行い、交 流を図る。 ・高齢者施設への訪問や敬 老会への参加を通じて高 齢者との交流を図る。			→	こども課
			5	ファミリーサポートセンター運 営事業	育児の援助を受けたい人 (依頼会員)と育児の援助 を行いたい人(提供会員) との相互援助活動を連 絡、調整する。	地域の子育ての相互援助 活動を支援することによ り、仕事と育児を両立さ せ、安心して働くこと のできる環境づくりを推 進する。	○	○	提供会員数を増やし、依頼 会員のニーズに見合った 提供会員が紹介されてい る状態。	依頼会員のニーズに対する 提供会員の紹介割合	【提供会員の紹介割合】 100% (H27.1月末現在)	・提供会員を確保するため、 広報上越に会員募集の記 事を掲載するほか、民生 委員・児童委員協議会や 各種団体を対象に説明会 を行う。 ・提供会員養成講座の未 受講者を減らすため、講 座を年4回開催する。			→	こども課
			6	民生委員・児童委員・主任 児童委員活動	常に住民の立場に立ち、 子どもに関する相談・支 援を実施する。	多様化・深刻化している 子どもたちをめぐる課 題について、研修など を利用して、理解を深 め、次代を担う子ども たちの健やかな育ちの ため、児童委員・主任 児童委員活動の一層の 充実を図る。			多様化・深刻化している 子どもたちをめぐる課 題について、研修など を利用して、理解を深 め、次代を担う子ども たちの健やかな育ちの ため、児童委員・主任 児童委員活動の一層の 充実が図られている。	・委員が毎月提出する活 動記録の子どもに関 する相談支援・件数を 確認し、活動が停滞し ている委員へ聞き取り 等を行う。 ・市民児協連主催の研 修は、委員からアンケ ートを取り、次回研修 の参考とする。 (調査対象:研修出席 者、項目:実施研修に ついての意見や感想、 次回研修の希望内容に ついて)	・子どもに関する相談・ 支援件数(H25年度)… 2,941件 ・子どもに関する研修 等…市民児協連児童部 会、全国主任児童委員 研修会、主任児童委員 活動研修会、児童委員 活動研修会、全国児童 委員研究協議会	常に住民の立場に立ち、 子どもに関する相談・支 援を実施する。			→	福祉課
4 子どもたちのためのよりよい環境づくり																
			1	安全教室	保育園児・幼稚園児及び 小学生を対象に、犯罪か ら自らの身を守るための 方法などを指導する。	犯罪弱者である子ども に犯罪の被害に遭わない ための知識を習得させ、 市民生活の安全安心の 確保を図る。		○	安全教室を実施する幼 稚園・保育園・学校に 対し、指導・助言が行 われている状態。	開催回数の集計	【開催回数】 幼稚園・保育園:36 園(2年で全園実施) 小学校:申込のあつた 学校に対し100%実施	安全教室の実施に対 する指導、助言を行 う。			→	防災危機管理課
			2	安全メール	市内で発生した犯罪、 災害、火災、交通事故、 その他(クマ・サル等の 出没)情報をメール配 信により情報提供す ることにより、被害の 連鎖や拡大を抑制す る。	市内で発生した犯罪、 災害、交通事故などの 情報を迅速に提供し、 市民の自主的な防犯・ 防災活動を促し、市民 の安全安心の確保を 図る。			適時的確な情報発信に 努め、携帯電話会社や 児童・生徒の保護者と 連携し、受信者拡大を 図られている状態。	安全メールの登録件 数の集計	【安全メール登録者 数】5,700件	適時的確な情報発信 に努め、携帯電話会社 や児童・生徒の保護者 及び市民と連携し、 受信者拡大を図る。			→	防災危機管理課
			3	交通安全教室	保育園児・幼稚園児及び 小・中学生を対象に、歩 行時・自転車乗車時にお ける交通ルールの基礎 や交通事故防止のため の知識などを指導す る。	保育園児・幼稚園児か ら高齢者まで各年齢層 に応じた交通安全教育 及び啓発活動を実施し、 交通事故のない安全で 安心なまちづくりを 実現する。		○	交通安全教室を実施 する幼稚園・保育園・ 学校に対し、指導・助 言が行われている状態。 【開催回数】 幼稚園・保育園:74 園 小学校:53校 中学校:24校	開催回数の集計	【開催回数】 幼稚園・保育園:73 園 小学校:51校 中学校:19校	交通安全教室の実 施に対する指導、助 言を行う。			→	防災危機管理課

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子ど も・子育て 支援事業	第6次総合 計画におけ る重点事業	平成31年度における目標		現状(値)	H27年度			H28年度		
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	担当課	
			4	街灯整備事業	夜間における歩行者の安全を確保するため、集落間の通学路等の街灯整備を行う。	通学路等での交通の安全及び街頭犯罪の未然防止を図り、市民生活の安全安心を確保する。			集落間の通学路に街灯整備がされ、既存街灯のLED化が図られている状態。 【要望等による整備必要か所の整備割合】 100% 【LED化への変更割合】 100%	・要望に対する対応状況を確認 ・LED化への変更状況	【要望等による整備必要か所の整備割合】 100%	通学路点検における新規設置個所の確認、既存街灯についてLED化を図りながら維持管理を行う。			→		防災危機管理課
			5	子育てバリアフリー設備の充実	子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設を認定する。	バリアフリー施設を市が認定し、その周知を行うことで、地域における子育て支援の意識の高揚を図るとともに、子育てしやすい環境の整備を推進する。			新規認定施設数を増やし、地域における子育て支援の意識の高揚が図られ、子育てしやすい環境が整備されている状態。 【新規認定施設数】 25施設以上(H26年度比)	新規認定施設数	【認定施設数】 154施設 (H27.1月末現在)	・未認定施設に募集チラシを送付する。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載するほか、上越商工会議所及び商工会を通じて募集チラシを配布する。			→		こども課
			6	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求め子どもを発見した場合に、警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで、犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。			「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取り組みが継続されている状態。	「110ばん協力車」のステッカー発行状況により取り組み状況を確認	【登録台数】 4,500台	「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取組を実施する。			→		防災危機管理課